



藤沢記者クラブ各位

## 一般会計補正予算（第3号）について

### 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、国の生活困窮世帯に対する支援策への対応として、一定の要件を満たした世帯に「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給するため、令和3年度藤沢市一般会計補正予算（第3号）を市議会定例会最終日（6月25日）に上程します。

#### 1 補正予算の概要

##### （1）事業名

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費

##### （2）予算額

1億6,424万円

財源：国の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

##### （3）内容

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、神奈川県社会福祉協議会が行う総合支援資金の再貸付が終了した、又は再貸付について不承認とされた等の事情で、さらなる貸付を利用できない生活困窮世帯に対して支援金を支給します。

##### （4）支給額

世帯の人数に応じて申請月から3か月次の月額を支給します。

単身世帯：6万円    2人世帯：8万円    3人以上世帯：10万円

##### （5）申請期間

2021年（令和3年）7月1日から8月31日まで（予定）

##### （6）対象者

自立支援金を受けるには条件がありますので、裏面をご確認ください。

#### \*この資料に関する問い合わせ先

補正予算編成に関すること 藤沢市財務部財政課 担当 大塚・日原  
内線：2302 直通：0466（50）3503

事業内容に関すること 藤沢市福祉部地域共生社会推進室 担当 玉井・浅野  
内線：3150 直通：0466（50）3544

## 自立支援金を受けるには、次のような要件があります

- ① 神奈川県社会福祉協議会の緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付を受けた方で、すでに終了している方。または、自立支援金を申請する月が、再貸付の最終借入月の方
- ② 再貸付の申請をしたが、不承認となった方
- ③ 再貸付の申請をしたが、自立支援金申請以前に申請できなかった方  
(離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。)
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同じの世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である(収入には、公的給付を含む)  
\*5人を超える世帯の収入基準額についてはご相談ください。

世帯人数	基準額		収入基準額
1人	84,000円	+ 家賃額 (ただし地域ごとに設定された 基準額が上限)	125,000円
2人	130,000円		179,000円
3人	172,000円		225,000円
4人	214,000円		267,000円
5人	255,000円		308,000円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同じの世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下であること

世帯人数	金融資産
1人	504,000円
2人	780,000円
3人	1,000,000円
4人	1,000,000円
5人	1,000,000円

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職をめざした求職活動を行うこと
- ⑦ 月1回以上、自立支援金担当の面接等を受けること  
月2回以上、ハローワークで職業相談を受けること  
原則、週1回以上求人先への応募または、面接を受けること
- ⑧ 申請者及び申請者と同じの世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

ご相談は 藤沢市福祉部地域共生社会推進室内  
自立支援金担当 へ  
TEL : 0466-25-1111 (内線 3151)  
(直通) 50-3544